



CPE 国際会計士倫理基準審議会 Richard Fleck副議長に訊く

～国際会計士倫理基準審議会の活動と 日本における適用について～



国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 副議長

Richard Fleck

(司会) IESBAボードメンバー・
一橋大学大学院商学研究科教授
ふくかわ ひろのり

福川 裕徳

日本公認会計士協会倫理担当常務理事

しむら
志村 さやか

日本公認会計士協会倫理委員会副委員長・
IESBAテクニカルアドバイザー

やさだ としひろ
矢定 俊博

本誌では、2017年4月5日、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) のRichard Fleck副議長の来日の機会に、副議長に加え、IESBAボードメンバーの福川裕徳氏、日本公認会計士協会の倫理担当常務理事の志村さやか氏及び倫理委員会副委員長・IESBAテクニカルアドバイザーである矢定俊博氏にお集まりいただき、座談会を開催した。

Richard Fleck副議長は、イギリスの弁護士であり、2015年からIESBAのパブリックメンバーに就任している。イギリスでは、財務報告評議会 (Financial Reporting Council) のメンバーや監査実務審議会 (Auditing Practices Board) の議長などを歴任され、2006年から2013年においてはIESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group) の議長を務められた。

座談会では、IESBAを取り巻く環境に対する副議長の認識や、多くの利害関係者の注目を集めている、違法行為への対応プロジェクトや長期的関与プロジェクト等の状況などについて、活発な意見交換が行われた。

はじめに

福川 Fleck副議長には、ご多忙な来日スケジュールの中、座談会にご出席いただきありがとうございます。本日は、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の現在の活動状況について、Fleck副議長と日本公認会計士協会の皆さまと意見交換をさせていただけるということで、大変ありがたいと思っております。本日はよろしくお願いたします。

志村 Fleck副議長、本日はお忙しい中、座談会にご参加いただき、ありがとうございます。私は、2016年7月から日本公認会計士協会の倫理担当常務理事を務めていますが、現在、違法行為への対応 (Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR) や長期的関与 (パートナーローテーション) という大きな課題を抱えています。本日は、いろいろなお意見をおうかがいできればと思っております。よろしくお願いたします。

福川 それでは、Fleck副議長が、今回、日本を訪問された目的をご説明いただけますか。

Fleck 今回の訪問の主な目的は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の2017年の年次総会が東京で開催されたので、それに参加することでした。その会議の一部に、基準設定主体から1人ずつ代表が参加するパネルディスカッションがあり、それに参加しました。IESBAがこれまで行ってきた作業や、将来のプロジェクトについて話し合い、また、IFIARが懸念している問題についても話し合いました。そのような会議が、今日の午前中にもあり、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) と公益監視委員会 (PIOB) の議長などと参加してきました。

各基準設定主体同士が、いわば「窓」として、お互いにどのようなプロジェクトを行ってきて、どういうことが達成できたのか、また、将来どのようなことを行うかを話し合うよい機会となりました。

福川 これまで日本公認会計士協会は、さまざまな形でIESBAの活動にかかわってきていると思うのですが、日本公認会計士協会の関与、貢献について、IESBAの立場からどのようにお考えになられていますか。

Fleck 日本の関係者からのインプットは、いつも本当に大きな意味があり、多大な貢献をいただいていると考えています。例外なく、日本から参加される皆さんは準備も徹底していて、皆さんのお立場、見解についてもしっかりと考え抜いたものを用意してくださっています。まさに日本的な、しっかりとしたアプローチで対応していただいている、感謝しています。福川さんの前任者である加藤 厚さんもきちんとコメントを準備し、ドラフトや資料全てについて完璧に準備をくださいました。そのような、いかにも日本的なしっかりとしたアプローチは今も続いております。

1. IESBAの運営及び置かれている環境に関連して

福川 それでは、IESBAの現在の活動状況、あるいは運営のあり方について、いくつか質問をさせていただきたいと思えます。志村さん、いかがですか。

志村 IESBAは、もともと会計士が主体の組織であったと思うのですが、会計士ではない方も増えてきて、今では、どちらかという会計士ではない方のほうがメジャーになっているのではないかと思います。その運営や現在の置かれている環境について教えていただければと思

ます。

Fleck ボードの人数や、規模が変わったわけではないのですが、バランスや構造は変わっています。おっしゃるとおり会計士とそうでない方の人数は、今は半々になってきており、構造は変わりました。会計士業界から独立した立場であるということを明確にするような変化が起きています。

ただし、行っている作業の規模や内容を考えると、人数は比較的少なめだといわざるを得ません。各ミーティングでどれだけ資料が用意されているかは皆さんもご承知のとおりです。スタッフは、少人数ではありながら優秀であると思いますが、これだけ大きなプロジェクトを行うのに対しては、人数は少ないと思います。

また、IESBAは、国際会計士連盟 (IFAC) という団体の組織ではありますが、独立した存在でもあります。資金のかなりの部分についてはIFAC経由となりますが、立場としては独立しています。

志村 PIOBとの関係は、今、どういう状況にあるのでしょうか。

Fleck PIOBは公益の観点から各基準設定主体の監督を行っており、主にデュープロセスの手続が適切に行われているかどうかを確認しています。デュープロセスは、適切な手続ののって公開草案を公開しているか、パブリックコメントの機会を確保しているか、全ての利害関係者の意見を聞いて受け取ったコメントをしっかりとレビューしているか、必要な場合には再公開草案手続を適切に行っているか、これらの手続を経て合意された文書について承認手続を行っているかというようなことを確認しています。

さらに最近では、PIOBは、あるプロジェクトが全体的にどのような影響を及ぼすか、特に、公共の利益と整合しているかどうかには注意するようになっていま



す。その結果、コメントを提出する利害関係者も増え、コメントの数自体も増えており、また、より影響がある組織団体からのコメントも届くようになりました。

このような変化が起こっていることを踏まえると、PIOB及びIESBA両方の作業方法を変えていく必要があると思います。PIOBもIESBAも、さらに透明性を高めていく必要がありますし、常に論点について明快に理解していることが必要です。PIOBとしては、このような責任感をこれからの行動に反映していくことが求められていると思います。

いずれの基準設定主体も、これからは、以前にも増して、利害関係者の意見に一段と注意して耳を傾けなければならないと思います。IFIARはいうまでもありませんが、証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル委員会、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)、金融安定理事会(FSB)や欧州の当局など非常に影響力のあるコメントを出す利害関係者がいます。こういった団体の見解について、以前よりもさらにしっかりと意見を受けとめなければならないということです。

このような重要な利害関係者が我々の活動に対してコメントを出してくださるわけですが、意見の相違があった場合、何とかそれを調和させる必要が出てきます。

志村 IFACには、IESBAのほかに、IAASBなどの審議会がありますが、いくつかのプロジェクトでは、共同で検討を行っているものがあると聞いています。今後、どのような形で連携していくことが考えられますか。

Fleck 各審議会は、負託や責任分野が違います。IAASBは、監査・保証業務を行う会計士を対象としていますが、IESBAや国際会計教育基準審議会(IAESB)は、全ての職業会計士を対象としており、より幅広い目的を達成するこ

とが求められています。

我々が直面している問題、とりわけ基準設定活動については、一段と協力を拡大しなければなりません。また、お互いがどういう活動をしているか、相互のモニタリングも以前よりもしっかりしていかなければいけません。

NOCLARと、職業的懐疑心(Professional Skepticism: PS)のプロジェクトについては、既に協力をしています。これからは、例えば、テクノロジーの分野等でさらに協力をしていかなければいけないと思います。このような問題は、長期的にみると、さらに重要性を持つてくると考えています。

2. 現在進行中のプロジェクトの全体的なレビュー

福川 今、具体的なプロジェクトのお話が出てきましたが、IESBA、IAASB、IAESBの3者で行っているプロジェクトの1つに「職業的懐疑心」があります。矢定さん、これについてご質問はありますか。

矢定 IAASB、IAESBと共同で進める職業的懐疑心プロジェクトは、今、短期的プロジェクトと長期的プロジェクトの両方を進めようとしています。職業的懐疑心については、現在、基本的に監査の概念と考えられていますが、なぜこれを倫理規程にも導入する方向で考えているのか教えていただけますか。

Fleck 確かにこの職業的懐疑心については、監査人にとって一番重要な心構えだと思っています。従前から、会計士の中でも監査人は、入手した情報について十分に検討を行うことが期待されました。

ところが、入手した情報の検討について、その十分さが低下してきたのではないかと懸念が最近出てきています。

例えば、数字や文章について、受け取った情報をそのまま受けとめてしまうことが、以前よりも増えているのではないかと懸念があります。また、例えば、見積りや負債の評価といった判断が要求されるような情報についても、厳格な検討が足りないのではないかと、特に、見積りや評価については、独立した考えと視点を持った上での検討が十分ではないのではないかと懸念が強くなっています。

このような懸念がより強まったのは、金融危機のときでした。デリバティブなどの非常に複雑な金融商品の評価について、この懸念が非常に強くなりました。そして、当局関係者の結論として「ここで欠けているものは職業的懐疑心である」ということになりました。情報について疑いを持って検討するという点が十分ではないのではないかと懸念が強くなっています。

先ほど矢定さんがおっしゃったように、従前は職業的懐疑心は監査の概念でした。しかし、会計士の振る舞い、あるいは会計士のマインドは、すなわち倫理ですから、倫理の観点からも考えていく必要があるのではないかと考えが変わってきました。

各審議会でも検討した結果、職業的懐疑心については、もともと倫理規程にある基本原則と両輪ではないかと考えました。そこで、倫理規程の中で、この点を強調し、倫理規程の基本原則を遵守することが、各会計士の職業的懐疑心より高めることになるのではないかと、基本原則こそが刺激となって、あるべき心構えともとの考え方を実践できるのではないかと議論になりました。そして、IESBAの倫理規程で対処してくれればIAASBは助かるということになり、IAESBも合意をしまして、短期のプロジェクトがスタートしました。

また、公共の利益ということも考えた

場合に、会計士は単に与えられた情報をそのまま事実として受けとめるのが役割であるとは考えられていません。職業的専門家としての会計士であれば、いかなる作業を行っていたとしても、専門家たる会計士としての専門的能力を行使することが期待されており、与えられた情報や数字についてはしっかりと検討し、その上で信頼性があるかどうかを考えることが期待されています。

例えば、組織内会計士のケースでは、社内で会計のドラフトを作成しているときにも、与えられた数字をただ単に空の表に入れて、足し算をすることが期待されているわけではありません。それぞれの数字が意味をなしているかどうか、どれだけ信頼性があるのかもきちんと考えることが期待されているわけです。

全ての会計士に対して、より徹底した分析をすることが期待されています。会計事象が処理され、財務報告書が作成されて、監査を受けるという一連の流れの中において、会計士として果たすべき役割に対して大きな期待があり、そこで公共の利益を満たすためには何が必要であるかが、今、議論されています。職業的懐疑心をしっかりと行使することをどのように確保するかという議論が行われています。それを「職業的懐疑心」と呼ぼうと、ほかにどういう呼び方をしようと、それは別の問題なのですが、概念としてははっきりしてきていると思います。会計士としては職業的懐疑心を発揮することによって、公共の利益に貢献をしなければならぬと思います。

矢定 ありがとうございます。職業的懐疑心が重要であることはよくわかりました。ただ、倫理規程の基本原則の1つに、職業的専門家としての正当な注意に関する原則があります。この基本原則を守るだけでは足りないということなのでしょ

うか。

Fleck 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則は、テクニカルな専門知識を応用して専門業務を行っていくというものであり、特定のレンズを持ってみていくということです。

一方で、職業的懐疑心は、情報を評価するということです。懐疑心を持って情報を評価し、適切に理解をして、プロフェッショナルとしての判断を行うということの意味をしています。ですので、両者は違う概念です。

ただ、なかなか難しいところがあり、職業的懐疑心は誠実性の原則の一部でもあるし、公正性の原則の一部でもあるし、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の一部でもあります。これら全ての項目は、逆に、職業的懐疑心の一部であるともいえます。ですので、倫理規程の中では、会計士という職業的専門家としてどうあるべきかということで取り上げようとしています。

3. 長期的関与(パートナーローテーション)

福川 次は、長期的関与についてお話をうかがいたいと思います。

2017年1月にClose-Off文書が公表されました。そもそも、このプロジェクトでパートナーローテーションについての規定の見直しを行うことを考えた背景について、ご説明をいただけますでしょうか。

Fleck 長期的関与は、以前からの懸念です。旧規定では2年間のクーリング・オフ期間しか定められていませんでした。また、監査パートナーにもいろいろなカテゴリーがあるということが入っていませんでした。

このプロジェクトの進行中に、欧州で大きな動きがあり、より長期間のクー

リング・オフ期間を設けるであるとか、ファームローテーションを義務づけるといような、かなり厳しい規定が設けられました。世界的にもこのように状況が変わりつつある中で、プロジェクトを行わなければならないという難しい環境にありました。

プロジェクトが進む中で、前進がみられて一部合意ができた分野もありましたが、全く解決されないままの分野もありまして、2回目の公開草案が出されました。

その後、いったん、IESBAで一定の合意が得られた後、すなわち、プロジェクトの最後の段階において、規定案について

“”

IESBAにとって
最大の課題は、各国で
倫理規程が適切に
適用されるかということです。
日本は、とても丁寧に
フォローしてくださっており、
大変感謝しています。

—Richard Fleck氏—



Richard Fleck氏



PIOBが2つの見解を表明しました。

1つは、欧州の状況に配慮して盛り込んだ規定についての見解であり、もう1つは、十分な人的リソースがない国や会計事務所において、ローテーションに困難性があることに配慮した容認規定についての見解でした。1点目についてのPIOBの見解は、欧州に配慮するための規定が複雑すぎるというものでした。そのため、実質的な内容は変えていませんが修正を行い、これを経過措置とすることにしました。一部の人たちはこれを実質的に変更したと受け取っているようですが、実質は変わっていません。

それから、2点目のリソースの問題に対処した規定については、クーリングオフ期間中における監査業務チームとの限定的な協議に関するこの容認規定を削除した上で、2016年12月にボードに提案をしました。そして、ボードの承認を得た上で、PIOBの承認も得ています。しかし、PIOBもIESBAも、非常に遅い段階になってこのような問題が出てきたことは、よくなかったと認識しています。

そのため、今、議論を行っています。先ほども少し触れましたが、PIOBは、より早い段階から透明性を持って、PIOBの見解が考慮に入れられるようにしなければいけないということが、議論の中で認識されています。つまり、このようなやり方で、プロジェクトが終わるころの段階になってから初めて懸念が表明され、それに対応していかなければならないということになりますと、IESBAがデュープロセスを遵守しない形で対応したのではないかと思われてしまいかねません。そうならないようにしていく必要があるということが認識されています。

福川 これに関連して、何か追加的なご質問はありますか。

志村 日本では、現在でも、大規模監査

法人については、上場会社の監査を行う筆頭業務執行社員 (EP) と審査担当社員 (EQCR) に対して、5年-5年ルールを実施しています。そのため、今回の改正は、大規模監査法人に対してはあまり影響はないと思うのですが、中小事務所は相当影響があり、これをどういった形で導入するかは非常に大きな問題になると思います。IESBAの議論では、中小事務所への配慮のようなものはあったのでしょうか。

Fleck この問題は、非常に注意深く検討しました。結局、問題は、その期間を会計事務所の規模によって違えるべきかという問題ではなくて、ローテーションの要件を遵守する能力がない会計事務所についてどうするかという問題になります。

これは、倫理的な基準としてどういう概念を適用するかという問題ではなく、リソースの問題です。中小事務所がどのように遵守できるのかという点について、IFAC内の中小監査事務所の委員会、それから中小事務所の関係者とも徹底的に議論をしましたが、結局、EPについては5年、EQCRについては3年、その他の監査業務の主要な担当社員等 (KAP) については2年のクーリング・オフ期間 (関与期間はいずれも7年) というルールにするべきだという結論に達しました。

職業的専門家として、この要件を満たすことができないからといって、要件が間違っているということでは必ずしもなく、例えば、会計事務所同士が合併をする、あるいはリソースをさらに構築していくということも必要なのではないかと考えました。また、公共の利益のために、このような倫理基準を満たす能力を持っているべきであるという側面もあります。ですので、現実と公共の利益とのバランスをとった形で進めなければならないと考えています。

4. 違法行為への対応 (NOCLAR)

福川 続いて、NOCLARについてお話をうかがいたいと思います。NOCLARのプロジェクト、あるいは、その規定が開発、公表された背景について、ご説明いただけますでしょうか。

Fleck NOCLARについては、かなりの期間をかけて検討してきました。このプロジェクトは、監査人が法令違反に対して、見て見ぬふりをしているのではないかと規制当局からの懸念があり、始まったものです。約7年前にプロジェクトを始め、規定を策定することとしました。

ただ、実際始めてみると、難しいことがよくわかりました。それには、いくつか理由があります。まず、一部の国では既に法律で対応しているということ、かつ、その法律での対応の仕方に、通報すべきという対応と、守秘義務を守るべきであって通報すべきではないという両極端の対応があったからです。また、国ごとの文化的な違いもあり、さらに難しくなりました。例えば、アジアの文化圏においては、守秘義務に違反をして当局に通報するということに対して、否定的にとらえる国もあるからです。

この問題は、職業会計士にとって難しい問題です。というのは、倫理規程の中でも基本原則の1つとして、守秘義務に違反してはならないという規定があるからです。Stavros Thomadakis議長が日本を訪問した際に議論をしたかと思いますが、第一次公開草案では、職業会計士は公共の利益に影響を与えるような重要な法令違反を見つけた場合には、それを報告しなければならないという内容が盛り込まれました。そこで考えられていたのは、環境に影響を及ぼすような問題、例えば、公害になるようなことをして、漁

業資源や近隣の住民に影響を及ぼすような事態を念頭に置いており、その場合には公共の利益を考えて、見て見ぬふりをするのではなくて、報告をして、そういった行為をくいとめなければならないということを考えていました。

ただ、第一次公開草案を出した後にかなりの抵抗がありましたので、欧州、アメリカ、アジアで円卓会議を行い、どのように対処すべきかを議論しました。議論を重ねた結果、当局への報告については、追加的対応策の例示の1つとして記載することとし、2016年7月に確定基準として公表されました。

矢定 先ほどFleck副議長の説明の中で「公共の利益」という言葉がありました。「公共の利益」については、NOCLARの規定の中でも強調されているのですが、IESBAとしては、「公共の利益」についてどのように考えているかを教えてください。

Fleck もともと倫理規程の目的は、会計士がどのような状況においても適切な振る舞いを行い、一般の人に期待される行動をとれるかどうかを確認するためのものです。それは、ありとあらゆるシチュエーションに関係するものであり、依頼人との関係など、世間一般から期待されるものです。

一般の人からは、会計士が依頼人に対してアドバイスを提供するときも、自己の利益は一切考えないで、自ら専門家としてのノウハウを発揮して、判断を行使することが期待されています。これに見合うことを確認するためのものが倫理規程です。

また、合理的で賢明な、全く利害関係がない第三者がどういう行動を期待するかということを、常に考えなければなりません。難しい判断をしなければならぬときに、その判断を正当化するためによく使う言い方ですが、事実がきちんと伝達され、情報を持った上で、利害関係

がない不偏不党の立場の第三者であればどう判断するかということ自分を問いかねなければなりません。これを、「合理的に情報を得た第三者のテスト」と呼んでいます。これによって、客観性については評価することができ、到達した意思決定についても評価することができます。一般の人たちが公共の利益に関して、どういうことを期待しているかを考えなければなりません。これは非常によい検証方法だと思っています。

信頼を勝ち取ることは大変ですが、信頼は一瞬で失う可能性があります。怪しまれるようなことはしてはいけないということです。

また、この第三者テストと同じことを意味するものとして、「デイリーメールテスト」という表現をイギリスでは使っています。これは、大衆紙である新聞に載ったことで、一般の人たちが、ある決定を知り、さらにその背景の事実として、新聞で報道された内容を見たとき、その上で、一般の人たちが、会計士、あるいは監査人が行った決定を正しいと考えるか、間違っていたと考えるかという自問をすることにより判断しようということです。

イギリスにおいては、政治家であろうと会計士であろうと、一般の人がどう思うかを考えています。単純にストレートに報道されて、それを見た一般の人が「正しくない」と思うのではないかと考えるのであれば、その判断は、行ってはいけないということです。

福川 どうもありがとうございます。ほかに何かご質問はございますでしょうか。

矢定 先日、Q&Aを公表されていますが、それ以外にフローチャートやほかのツールを公表する予定だと聞いています。その検討状況を教えてください。

Fleck いろいろなものをつくる予定があります。各規定がどのように運用され

るか、利用する皆さんがより理解できるようにしようと考えています。Q&Aについては、2017年2月に公表しました。

フローチャートについては、いろいろな意見があり、役に立つかどうかというところでは見解が違ふようで、例えば、規定を全て読まなくても済むようにそれを簡単に使ってしまうのではないかと意見もあれば、正しい意思決定の流れをフォローしているかどうかのチェックに役立つのではないかと意見もあります。

5. 報酬

福川 それでは、次に報酬のプロジェクトについてお話をうかがいたいと思います。IESBAにおける現在の報酬プロジェクトの取組み状況と今後の予定について、ご説明をお願いします。

福川 裕徳氏



Fleck 監査報酬と監査品質に相関関係があるかどうか、また、非監査報酬と監査報酬に相関関係があるかどうかについて委託調査を行い、監査報酬が品質に影響を与えるかどうかのトレンドを探しています。中間報告は行われたのですが、ど



ちらともいえないという状況になっており、さらに調査が必要だという段階です。

福川 今後の予定としては、その調査を続けていくということでしょうか。

Fleck この調査は継続します。ただし、この調査を行った成果物がどのようなものになるかを予測することは難しいです。重要なポイントは、IESBAとして、監査報酬はこれぐらいなければならないということを決める権限を持っていないし、口を挟む立場でもないということです。おそらく、我々がとり得る今後のアプローチとしては、監査報酬はいくらであったとしても、とにかく質が高い監査をしなければならないということになると思います。

志村 日本の監査報酬は、世界、特に、先進国に比べて相対的に低いといわれています。そういった意味では、このプロジェクトは、日本にとって関心が高いものです。倫理規程の中では、低廉報酬についても触れられています。低廉報酬と会計士の責任との関係については、どのように考えることになるのでしょうか。

志村 さやか氏



Fleck 基準を満たした監査が適切に行われているかどうかが大変になります。

金額をもってして、倫理規程に反するかどうかということにはなりません。結局、公共の利益に立ち戻ると、適切な作業が行われたのかどうかの問題となるわけです。この観点からの我々のアプローチは変わらないと思います。おおむね、会計士はこれまでの業務の中で、十分な利益率を上げてこられたと思っています。

例えば、会計事務所の中で監査部門だけが取り残されて、一番儲からない部門であるという位置づけになっていけないと思います。かといって、我々が審議会としてこのように報酬を計算しなければならぬということを使う立場でもありません。売上の何パーセント、利益の何パーセントとしても、全く意味がありません。というのは、報酬は、単純な企業規模だけで決まるものではないからです。

最も大事なことは、報酬の問題は、コーポレートガバナンスの問題でもあり、統治責任者や取締役が、監査報酬を安くすることに注力するのではなく、適正な監査報酬を払うことを確保することだと思っています。イギリスでは、その点を踏まえ、入札及び選定が行われていると理解しています。

志村 例えば、欧州連合(EU)において、ファームローテーションにより、監査報酬がどんどん下がってしまうのではないかという懸念がある気がするのですが、この点は、今どういう状況になっているのでしょうか。

Fleck ローテーションの後に報酬が下がっているところも一部ありますが、報酬が上がっている場合もあります。ローテーションの対象になるような企業の場合には、監査の品質が脅威にさらされるほど報酬が下がっているということはありません。

欧州のローテーション制度は、競争入札につながるような状況になりますが、

ただ、過剰に反応する必要はないと思います。通常、確かに報酬は下がりますが、それは初年度のことであって、ほとんどは、その後でまたバランスされていて、5年ぐらいの期間でみていると、脅威ととらえるほどには下がっていません。

6. テクノロジーの発展と 会計士倫理

福川 IESBAのメンバーである私から質問するのは適切でないかもしれませんが、最後に1つだけ質問をさせていただきます。

現在、人工知能(AI)あるいはデータ・アナリティクスといったテクノロジーの発展がみられる中で、職業会計士をめぐる環境は大きく変化しています。今後、会計士倫理のあり方がどのように変わっていくとお考えでしょうか。あるいは、その中で、IESBAの役割やIESBAに対する期待はどのように変わっていくとお考えでしょうか。

Fleck 技術の進展は、ますますペースが速くなっていますので、基準設定団体にとっても規制当局にとっても、その変化に先んじるということは不可能になっています。したがって、そういった技術の変化が進んでいくことをとらえた上で、どのように倫理規程を策定するべきかについては、会計事務所、規制当局、それから基準設定団体が協力をしなければならないと思います。技術がどういうことをもたらしてくれるのかを考えた上で、公共の利益のために、どのような形で、どのような目的を持って規制していくのかを考える必要があると思います。

また、真剣に考えなければならない分野として、倫理規程が今後どのように進展していくのかという問題があります。例えば、AIを使ってデータ分析やエビ

デンスの評価を行っていく場合に、独立性や公正性、誠実性というコンセプトは、どのように適用するべきかという問題が出てくるでしょう。

さらに、こうした技術を使っていくためには、今までとは異なったインフラが必要になってきます。例えば、情報を保存するためのクラウドを使ったり、企業が提供するテクノロジーにアクセスしていく必要があります。そのような環境で監査を行っていく上で、どの組織に情報やデータの所有権があるのかという問題が出てくるのではないかと思います。

最後に、会計事務所の組織のあり方も変わっていくと思います。今までは大勢の人が情報のチェックにかかわっていましたが、それを機械がチェックしてくれるようになった場合、機械がチェックした結果について、テクニカルな知識を有する、必ずしも監査チームのメンバーではない者がレビューしていくことになると考えられます。そうすると、監査チームというものの考え方も変わっていくと思います。

技術によって、こういった重要な変化が起こってきますので、倫理規程を概念的に、監査のあり方にどのように適用していくのかも変わっていくと思います。

おわりに

福川 それでは最後に、志村さんから一言お願いいたします。

志村 現在、日本では、NOCLARを中心に議論をしているのですが、結局、監査人だけではなく、組織内会計士あるいは非監査業務に携わっている人にも影響があるということで、倫理規程は非常に重要なものであると改めて認識しました。

日本では、上場会社が3,500社程度ありますが、社外取締役や監査役に就任する会計士も増えてきており、活躍の場は広がっています。これを踏まえると、日本において、倫理規程に従って実務を行っていくことは非常に大きな課題であることから、きちんと実践をしていきたいと思っています。

福川 Fleck副議長から、日本公認会計士協会への今後の期待を込めて、一言お願いできますか。

Fleck IESBAにとって最大の課題は、各国でこの規程が適切に適用されるかということです。日本は、とても丁寧にフォローしてくださっており、大変感謝しています。これからも起草したときの精神にのっとりて遵守して下さることを願っています。

私たちは、倫理規程を策定するだけであって、遵守はまた別の問題です。日本の皆さんは策定に当たっても貢献をしてくださっていますが、私たちが目にすることができるのは策定の部分だけです。どのようにコンプライアンスが奨励されているかは、ときどき気になることがあります。日本がしっかりとコンプライアンスしていることに全く疑いはありませんし、G20の国についても疑い

を持っていませんが、IFACとしては、グローバルコンプライアンスが課題の1つとなっています。


福川 Fleck副議長、本日は大変お疲れのところを、長時間にわたりありがとうございました。本日、このような機会を持たたことは、我々にとりましても大変貴重です。さまざまなご意見をいただき、ありがたく思っています。本日は、ありがとうございました。

志村・矢定 ありがとうございます。



矢定 俊博氏

* 必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード	J 0 1 0 1 2 3
 研修コード	1 0 0 1
履修単位	1 単位